

令和6年能登半島地震に係る県立高校の 入学料及び授業料等の免除について

能登半島地震により住家が下記の被害に遭われた方は、富山県の制度で県立高校の入学料、授業料及び受講料が免除されます。

●対象者

住家が全壊、全焼、半壊又は半焼となった方（り災証明書が必要）

●免除される額

	全日制	定時制	通信制	専攻科
入学料	5,650円	2,100円	—	5,650円

授業料 (月額)	全日制	定時制 (単位制以外)	定時制 (履修期間6月)	定時制 (履修期間1年)	専攻科
	9,900円	2,700円	1単位につき 270円	1単位につき 135円	9,900円
受講料	通信制				
	1単位につき300円				

※授業料及び受講料は、国の就学支援金が不認定となった方のみ適用となります。

●免除される期間

令和6年4月分から令和6年12月分まで

●申請期限

令和6年4月12日（金）

学校事務室で申請書を受け取り、り災証明書を添付して提出してください。

※上記に加えて高等学校等就学支援金も必ず申請願います。

オンライン申請システムで登録手続きをしてください。

●問合せ先

富山県立八尾高等学校 事務室 TEL 076-454-2205（平日 8:30～17:00）